

## 公表対象随意契約一覧

| 物品等又は役務の名称及び数量                     | 随意契約担当部課の名称及び所在地                              | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所   | 随意契約に係る契約金額(税込)     | 随意契約によることとした理由  | その他必要な事項(備考) |
|------------------------------------|---|------------|---|---------------------|---|--------------|
| 排水処理設備 廚房系調整槽プロワ 整備作業について          | 日本赤十字社医療センター<br>契約管財課<br><br>東京都渋谷区広尾四丁目1番22号 | 令和7年4月7日   | TMES 株式会社<br><br>東京都港区芝浦3-1-21<br>msb Tamachi 田町ステーションタワーS23階 | 1,573,000円          | 契約業者は当該設備を熟知しており、過去の実績により必要な能力及び経験を有し、迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)      |              |
| 炉筒煙管ボイラー(B-1及びB-2)燃料ガス遮断弁更新作業について  | 日本赤十字社医療センター<br>契約管財課<br><br>東京都渋谷区広尾四丁目1番22号 | 令和7年4月7日   | TMES 株式会社<br><br>東京都港区芝浦3-1-21<br>msb Tamachi 田町ステーションタワーS23階 | 7,700,000円          | 契約業者は当該設備を熟知しており、過去の実績により必要な能力及び経験を有し、迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)      |              |
| 特高・高圧受変電設備用直流電源装置部品交換作業(一式)        | 日本赤十字社医療センター施設課<br><br>東京都渋谷区広尾四丁目1番22号       | 令和7年2月1日   | TMES 株式会社<br><br>東京都港区芝浦3-1-21<br>msb Tamachi 田町ステーションタワーS23階 | 7,150,000円          | 契約業者は当該設備を熟知しており、過去の実績により必要な能力及び経験を有し、迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)      |              |
| 「警備業務委託契約」及び「駐車場管理業務委託契約」の契約締結について | 日本赤十字社医療センター施設課<br><br>東京都渋谷区広尾四丁目1番22号       | 令和7年3月31日  | 東邦警備保障株式会社<br><br>東京都目黒区下目黒1-2-22<br>セザール目黒3F                 | 128,308,320円        | 契約業者は当センター内の業務を熟知しており、過去の実績により必要な能力及び経験を有し、迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| 産業廃棄物処理委託契約(収集運搬・処分)               | 日本赤十字社医療センター施設課<br><br>東京都渋谷区広尾四丁目1番22号       | 令和7年4月1日   | 株式会社タカヤマ<br><br>埼玉県所沢市大字南永井37番地9号                             | 2,656,860円<br>(3年間) | 過去の実績により当該業務に必要な能力及び経験を有し迅速かつ円滑に当該業務を遂行ができるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)             |              |

### 備考

- (1)公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3)随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。

## 公表対象随意契約一覧

| 物品等又は役務の名称及び数量               | 随意契約担当部課の名称及び所在地                      | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所  | 随意契約に係る契約金額(税込) | 随意契約によることとした理由   | その他必要な事項(備考) |
|------------------------------|---------------------------------------|------------|--|-----------------|--|--------------|
| 機械式駐車場装置保守契約(一式)             | 東京都渋谷区広尾四丁目1番22号<br>日本赤十字社医療センター契約管財課 | 令和7年3月31日  | IHI運搬機械株式会社<br>東京都港区西麻布3-24-20<br>KASUMICHO TERACE 7階階   | 18,480,000円     | 契約業者は、当該装置を熟知していると共に迅速な対応や必要な能力、経験を有していることから、日本赤十字社会計規則第36条3項の「契約の性質または目的が競争を許さない場合」の規定に基づき同社と随意契約とすること。   |              |
| 機械式駐車装置1・2・3号機制御電気部品更新工事(一式) | 東京都渋谷区広尾四丁目1番22号<br>日本赤十字社医療センター契約管財課 | 令和7年4月9日   | IHI運搬機械株式会社<br>東京都港区西麻布3-24-20<br>KASUMICHO TERACE 7階    | 31,515,000円     | 本工事の実施については、機械式駐車装置を製造した契約業者以外では対応が不可であることから。また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)                    |              |
| 駐車場精算装置保守契約(一式)              | 東京都渋谷区広尾四丁目1番22号<br>日本赤十字社医療センター契約管財課 | 令和7年4月1日   | 東京都新宿区西新宿2-6-1新宿住友ビル31階<br>アマノ株式会社新宿パーキング支店              | 2,090,000円      | 契約業者は、当該装置を熟知していると共に迅速な対応や必要な能力、経験を有していることから、日本赤十字社会計規則第36条3項の「契約の性質または目的が競争を許さない場合」の規定に基づき同社と随意契約とすること。   |              |
| 炉筒煙管ボイラー送風機のオーバーホール作業一式      | 日本赤十字社医療センター契約管財課<br>東京都渋谷区広尾四丁目1番22号 | 令和7年4月21日  | TMES株式会社<br>東京都港区芝浦3-1-21<br>msb Tamachi 田町ステーションタワーS23階 | 2,195,600円      | 契約業者は当該設備を熟知しており、過去の実績により必要な能力及び経験を有し、迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| サニタリー系商品のレンタルサービス契約について      | 日本赤十字社医療センター契約管財課<br>東京都渋谷区広尾四丁目1番22号 | 令和7年6月1日   | 日本カルミック株式会社<br>東京都千代田区九段南1-5-10                          | 3,781,200円      | 契約業者は当該商品を熟知しており、過去の実績により必要な能力及び経験を有し、迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |

### 備考

- (1)公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3)随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。

## 公表対象随意契約一覧

| 物品等又は役務の名称及び数量                           | 随意契約担当部課の名称及び所在地                 | 随意契約を締結した日 | 随意契約の相手方の氏名及び住所  | 随意契約に係る契約金額(税込)               | 随意契約によることとした理由  | その他必要な事項(備考) |
|--|----------------------------------|------------|--|-------------------------------|---|--------------|
| 構内緑地管理業務<br>(一式)<br>契約管財課                | 東京都渋谷区広尾四丁目1番22号<br>日本赤十字社医療センター | 令和7年8月1日   | (株) 麻生園<br>東京都三鷹市中原 3丁目7番12号                             | 5,753,000円                    | 契約業者は当センター構内の植栽情報を熟知しており、円滑に整備することが可能であるのは同社のみであることから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)                   |              |
| No.1、2号機エレベーターにおける非接触カードリーダー等の交換作業実施について | 東京都渋谷区広尾四丁目1番22号<br>日本赤十字社医療センター | 令和7年4月30日  | TMES株式会社<br>東京都港区芝浦3-1-21<br>msb Tamachi 田町ステーションタワーS23階 | 2,189,000円                    | 契約業者は当該設備を熟知しており、過去の実績により必要な能力及び経験を有し、迅速かつ円滑に実施できるのは契約業者のみであること、また、契約の性質又は目的が競争を許さないため。<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項)            |              |
| カーテン等のメンテナンス付賃貸借契約                       | 東京都渋谷区広尾四丁目1番23号<br>日本赤十字社医療センター | 令和7年4月1日   | 東京都千代田区神田須田町1-10<br>キングラン株式会社                            | 1,177,000円/月<br>14,124,000円/年 | 当センターにおける当該業務内容を熟知していると共に迅速な対応や必要な能力、経験を有しており、契約期間内における業務履行状況が良好であることから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。<br>(日本赤十字社会計規則第36条第4項) |              |
| 循環器動画システム<br>(電子カルテ部門システム)Goodnetの保守契約   | 東京都渋谷区広尾4-1-22<br>日本赤十字社医療センター   | 令和7年5月7日   | 富士フィルムメディカル株式会社<br>東京都港区西麻布2-26-30<br>富士フィルム西麻布ビル        | 3,234,000円                    | 保守業務は製造メーカーの販売業者により実施されることが望ましいことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。                            |              |
| DRシステム保守                                 | 東京都渋谷区広尾4-1-22<br>日本赤十字社医療センター   | 令和7年5月7日   | 富士フィルムメディカル株式会社<br>東京都港区西麻布2-26-30<br>富士フィルム西麻布ビル        | 28,970,040円                   | 保守業務は製造メーカーにより実施されることが望ましいことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。                                 |              |

### 備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。